

いたばし 環境管理ニュース

発行:板橋環境管理研究会
 2016年4月1日 〒173-0005 板橋区仲宿54番10号
第379号 電話:03-3962-0131 FAX:03-3962-0133
 (板橋区公式ホームページからも閲覧可能)
http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/004/004325.html

今号のトピックス

- 1 新エネルギー機器及び省エネルギー機器等導入補助金制度(住宅用・事業所用)
- 2 事業所のCO₂削減対策実行支援について
- 3 春の板橋クリーン作戦
- 4 適正管理化学物質使用量等報告の受付開始
- 5 電力小売自由化を省エネ・省CO₂につなげよう!

新エネルギー機器及び省エネルギー機器等 導入補助金制度(住宅用・事業所用)

区では地球温暖化対策の一環として、温室効果ガスの削減効果が高い新エネルギー・省エネルギー機器等を、住宅又は事業所に設置される方に経費の一部を補助します。

設備更新等をご検討の方は是非ご活用ください。

1. 住宅用

(1) 要件

- ①板橋区内の住宅(戸建・集合、個人・中小企業等)に、新しく補助対象機器等を設置される方。
(賃貸住宅などの場合は、住宅の所有者から設置についての同意書が必要)
※窓の断熱化と集合住宅共用部LED化は、既存の設備の改修で、新設・増設ではないこと。
- ②申込時点において、設置工事が完了していないこと。
※窓の断熱化と集合住宅共用部LED化は、工事に着手していないこと。
- ③平成29年3月10日までに、補助金交付申請書等を提出できること。
- ④平成29年3月17日までに、設置完了報告書等を提出できること。
- ⑤個人の場合 個人にあつては、住民税及び軽自動車税を滞納していないこと。
法人の場合 法人にあつては、法人住民税を滞納していないこと。

(2) 補助対象機器等・補助金額

補助対象機器等		補助金額	
新エネ機器等	太陽光発電システム	出力1kWあたり 25,000 円	上限 100,000 円
	太陽熱温水器	設置に要する経費の 5%	上限 45,000 円
省エネ機器等	燃料電池システム		上限 50,000 円
	蓄電池システム	容量1kWhあたり 10,000 円	上限 50,000 円
	HEMS*	—	定額 10,000 円
	窓の断熱化	設置に要する経費の 25%	上限 100,000 円
	集合住宅共用部LED化	設置に要する経費の 20%	上限 300,000 円

※HEMSは、補助対象経費が定額を下回る場合、その金額の1,000円単位未満の端数を切捨て補助金額とします。

※平成28年度の主な改正点

- 1 住宅用の補助対象機器等として、集合住宅共用部にある照明器具のLED化で、既存の設備に比べて省エネルギー効果が高い改修を行う、「集合住宅共用部LED化」が新たに加われました。
- 2 補助金交付申請の期間を変更しました。
⇒ 平成28年度は、平成29年3月10日までに補助金交付申請書等を提出してください。
(※設置完了報告は平成29年3月17日まで)

2. 事業所用

(1) 要件

- ①申請時点において、板橋区内に事業所等を有する中小企業等であり、その板橋区内の事業所に補助対象機器等を自ら使用する目的で設置される方。
(賃貸・使用貸借事業所の場合は、所有者の機器等の設置についての同意書が必要)
- ②申請者が、中小企業等(法人又は個人の事業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する会社に該当しない会社を除く。)をいう。)であること。
- ③前年度の原油換算エネルギー使用量が、1,500kl未満の事業所であること。
(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)における指定地球温暖化対策事業所として指定されている事業所の所有事業者及び当該指定地球温暖化対策事業所内に設置する事業所等でないこと。)
- ④申請時点において、設置工事が完了していないこと。
- ⑤平成29年1月31日までに、補助金交付申請書等を提出できること。
- ⑥平成29年3月17日までに、設置完了報告書等を提出できること。
- ⑦法人の場合 法人にあっては、法人住民税を滞納していないこと。
個人の事業者の場合 個人にあっては、住民税及び軽自動車税を滞納していないこと。
- ⑧CO₂ 排出量の削減効果等を検証し、結果を報告すること。

(2) 補助対象機器等・補助金額

補助対象機器等		補助金額	
		板橋エコアクション等 取組事業者※1	その他事業者
新エネ機器等	太陽光発電システム	設置に要する経費※2の 20% 上限 1,000,000 円	設置に要する経費※2の 20% 上限 500,000 円
省エネ機器等	省エネルギー診断の結果に基づき導入する節電その他の省エネルギーに資する設備・機器等		

※1 板橋エコアクション等取組事業者とは、板橋エコアクション 2008 認定、ISO14001 の認証又はエコアクション 21 の認証・登録の事業者です。

※2 省エネルギー診断結果に沿った設備・機器等の改修であり、かつエネルギー使用量の削減効果がある設備・機器等に対して、補助金を交付します。導入予定の設備・機器等が補助対象になるか、事前にご相談ください。

3. 注意事項

(1) 申請日について

- ①補助金交付状況により、予算枠を超えた場合、期間中でも申請を受けられないことがあります。
- ②申請は、環境戦略担当課に届いた日をもって先着順となります。

(2) 補助対象機器等と申請等について

- ①各機器等には要件があります。要件を満たさない機器等には補助金が交付されません。
- ②「設置に要する経費」とは、機器等本体、部材、架台の購入及びこれらの取り付け工事に関する費用であり、機器等の運転に直接必要のない付属品やオプション品などは除きます。
- ③交付申請額は、1,000 円未満の端数を切捨てた金額になります。
- ④同一年度内での申請は、各機器等1回までとなります。住宅用は平成28年度から、1枚の申請書で全ての機器等の申請が可能となりました。事業所用は従来のとおり、補助対象機器等1種類につき、1枚の申請書が必要になります。

(3) 申込・問合せ

板橋区資源環境部環境戦略担当課環境政策グループ

〒173-8501 板橋区板橋2-66-1 電話:3579-2596

住宅用:http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/004/004900.html

事業所用:http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/035/035062.html

事業所のCO₂削減対策実行支援について

区では、地球温暖化の原因とされる温室効果ガス排出量の削減に向けた、区民・事業者・区の各主体の協働による取組を推進しています。

区内の事業者は、従業員数9名以下の中小規模事業所が多くを占めています。これらの事業所では、CO₂やコスト削減等に繋がる対策の情報やノウハウの収集に要する人手不足等の人的な課題のほか、設備更新等を行う経費捻出への不安などの経済的な課題を抱えている事業所が多く存在します。

そこで、CO₂やコスト削減に繋がる対策への課題や不安の解消をサポートする支援アドバイザーが、事業所の要望や実情に応じて、最適な支援策をコーディネートします。さらに、継続的なサポートで、アドバイザーの派遣費用は無料です。

1. 事業期間

平成28年4月1日(金)～平成29年3月31日(金)まで

2. 内容

(1)「見える化」支援

電気・ガスや燃料等の各種エネルギー使用量・使用料や、設備・機器の構成、稼働状況等を整理して、事業所の実情や傾向を「見える化」することが重要です。必要な情報の収集方法や資料の作成・活用方法のアドバイス等を行います。

(2)省エネルギー診断受診支援

クール・ネット東京の省エネ診断の受診に要する書類作成のアドバイス、事業所の実情と傾向等に基づく要望や改善策の提案を受けるポイント整理など、より効果的な改善提案に繋げるサポートを行います。

(3)環境マネジメントシステム導入支援

環境マネジメントシステムの導入は、傾向の把握・効果検証等のほか、環境問題に取り組む事業所としてのアピールにも役立ちます。板橋エコアクションのエコレポート作成など、システム導入のサポートを行います。

(4)経営診断・改善支援

CO₂削減に繋がる取組を、企業経営に無理のない範囲で計画的かつ継続して実行するため、経営診断(事業面・財務面・組織面)の実施など、事業所の経営体質の改善・強化に繋がるサポートを行います。

(5)資金調達支援

省エネタイプへの設備改修などの改善策等を実施する場合に、可能な限りの費用負担の軽減を図るため、活用可能な補助金等の制度、銀行融資などを含めた最適な資金調達方法の提案や、申請手続き・関連書類作成のアドバイス等を行います。

(6)訪問セミナー

CO₂やコスト削減にも繋がる省エネルギー対策は、代表者や特定の担当者だけでなく、全員で取り組むことが重要です。事業所でセミナーを実施し、企業イメージやモチベーション向上等の効果も含め、全員で取り組む意識の醸成をサポートします。

(7)改善策の実行・検証支援

省エネルギー診断に基づく改善策に、実情に応じた最適な優先順位の提案など、実行に向けたサポートを行います。また、取組効果の検証方法のほか、改善策の実行に不安や課題等を抱えている場合は、解消に向けた可能な限りのサポートも行います。

3. 対象事業所の要件

- (1) 支援アドバイザーの派遣先は、板橋区内にある事業所。*
- (2) 法人又は個人の中小企業等(中小企業法第2条第1項に規定する会社に該当しない会社を除く)。

(3) 前年度の原油換算エネルギー使用量が 1,500 kℓ未滿。

※ 板橋区外の申込者でも、派遣先事業所の住所が板橋区内であれば、お申込は可能です。

4. 募集数 10社(設備更新を検討している事業所等を優先)

5. 費用 無料

6. 申込書の配布場所 環境戦略担当課(区役所7階⑫窓口)・区ホームページ

7. 申込方法・お問い合わせ 申込書に必要事項を記入のうえ、直接窓口へ持参または FAX・Eメールで、環境戦略担当課環境政策グループまでお申込みください。

〒173-8501 板橋区板橋2-66-1 TEL:3579-2622 FAX:3579-2589

E-mail: s-kankyo@city.itabashi.tokyo.jp

春の板橋クリーン作戦

私たちのまち板橋を、ごみのないきれいなまちにしていくために、本年度も、「春の板橋クリーン作戦」を実施します。

期間中の都合のよい日に各々でまちをきれいにするこの作戦に、あなたも参加してみませんか。

1. 実施期間

5月21日(土)～6月5日(日) (作戦期間中の都合のよい日に実施していただきます)

2. 参加対象

個人、団体、町会・自治会、商店街、事業所、老人クラブ、学校、スポーツ少年団、学生ボランティア、官公庁等・・・どなたでも気軽に参加できます！

3. 実施内容

道路、歩道の清掃等「春の板橋クリーン作戦」の趣旨に沿った美化活動をしてください。

作戦中はくれぐれも事故のないよう、安全の確保をお願いします。

(※ なお、公園は委託等により清掃されているので、清掃場所の対象外とします。)

4. 申込方法・期限

裏面・実行計画書の必要事項を記入し、板橋区役所環境課、または最寄りの地域センターに提出してください。(※ 詳しくは下記【申込方法について】参照) ※ 申込期限は4月22日(金)です！

5. お問い合わせ

ご不明な点等ございましたら、下記までご連絡ください。

「エコポリス板橋環境行動会議」事務局

板橋区役所 環境課 環境美化担当

【住所】〒173-8501 板橋区板橋2-66-1

【電話】(3579)2597 【FAX】(3579)2589

【Eメール】s-bika@city.itabashi.tokyo.jp

【申込方法について】

- ・環境課へ直接申し込む場合は、持参・郵送・FAX・Eメールのいずれでも構いません。
- ・地域センターで申し込む場合は、窓口へ直接お持ちください。内容に関するお問合せは、環境課までお願いします。



適正管理化学物質使用量等報告の受付開始

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(東京都環境確保条例)」により、「適正管理化学物質(59物質)」を年間100kg以上取り扱う工場または指定作業場は、前年度の適正管理化学物質ごとの使用量、製造量などを区役所へ報告することとなっています。

本年も4月1日から、平成27年度実績の報告の受付を開始いたしますので、すみやかに提出をお願いいたします。

1. 提出期間

平成28年4月1日(金)～6月30日(木)

2. 注意事項

- (1)報告書は正副2部提出して下さい。窓口で審査後、受付印を押印して副本を返却します。
- (2)郵送で提出される場合は返信用封筒を同封して下さい(切手貼付)。

3. 提出・問合せ

板橋区資源環境部環境課公害指導係(板橋区役所北館7階⑬番窓口)
〒173-8501 板橋区板橋2-66-1 電話:3579-2594

適正管理化学物質(59物質)リスト

番号	物質名	番号	物質名
1	アクリロレイン	31	スチレン
2	アセトン	32	セレン及びその化合物
3	イソアミルアルコール	33	チウラム
4	イソプロピルアルコール	34	チオベンカルブ
5	エチレン	35	テトラクロロエチレン
6	塩化スルホン酸	36	1, 1, 1-トリクロロエタン
7	塩化ビニルモノマー	37	1, 1, 2-トリクロロエタン
8	塩酸	38	トリクロロエチレン
9	塩素	39	トルエン
10	カドミウム及びその化合物	40	鉛及びその化合物
11	キシレン	41	ニッケル
12	クロム及び三価クロム化合物	42	ニッケル化合物
13	六価クロム化合物	43	二硫化炭素
14	クロルピクリン	44	砒素及びその無機化合物
15	クロロホルム	45	ポリ塩化ビフェニル(PCB)
16	酢酸エチル	46	ピリジン
17	酢酸ブチル	47	フェノール
18	酢酸メチル	48	ふっ化水素及びその水溶性塩
19	酸化エチレン	49	ヘキサン
20	シアン化合物 (錯塩及びシアン酸塩を除く無機シアン化合物)	50	ベンゼン
21	四塩化炭素	51	ホルムアルデヒド
22	1, 2-ジクロロエタン	52	マンガン及びその化合物
23	1, 1-ジクロロエチレン	53	メタノール
24	1, 2-ジクロロエチレン	54	メチルイソブチルケトン
25	1, 3-ジクロロプロペン	55	メチルエチルケトン
26	ジクロロメタン	56	有機燐化合物(EPNに限る。)
27	シマジン	57	硫酸
28	臭素化合物(臭化メチルに限る。)	58	ほう素及びその化合物
29	硝酸	59	1, 4-ジオキサン
30	水銀及びその化合物		

電力小売自由化を省エネ・省CO₂につなげよう！

平成28年4月から始まる電力小売全面自由化により、全ての消費者が電力会社や料金メニューを自由に選べるようになります。東京都地球温暖化防止活動推進センターでは、新たに自由化の対象となる一般家庭や低圧契約の事業所の皆さまに向けて、電気料金メニューの検討・見直しを省エネ・省CO₂につなげるための3ステップをまとめました。

1. 現在の電気料金メニュー・電気使用量を確認する

(1) ご存知ですか？ご自宅・事業所の電気メニュー

電気料金は、契約容量(A、kVA)または契約電力(kW)で決まる基本料金と、電気使用量(kWh)に応じて決まる電力量料金などで構成されています。電力会社から届く「使用量のお知らせ」を見て、ご自身の契約している電気料金メニューを把握しましょう。

(2) ご存知ですか？月々の電気使用量

電気使用量(kWh)は、季節によって変動します。毎月の電気使用量を確認し、直近の使用量だけではなく過去1年間程度の使用量を把握しましょう。

2. 契約容量や電位の使い方を見直す

(1) 契約容量(A・kVA)・契約電力は適切ですか

年間を通じもっとも電気を使用する時期・時間帯(家庭では一般的に冬の夕方と言われています)に、同時にどれだけの電気製品を使用するかを想定し、契約容量・契約電力が過大ではないか見直しましょう。家庭向けでは、下記のWEBページで適切な契約容量(A)をシミュレーションできます。

《わが家のアンペアチェック》 <http://www.tepco.co.jp/life/custom/ampere/index-j.html>

(2) ムダな電気を消費していませんか

ムダな電気の消費を減らすことで、ご自宅、事業所により適した電気料金メニューが変わる可能性もあります。この機会に電気製品の使い方を改めて見直しましょう。

《地球温暖化と省エネ対策》 <http://www.tokyo-co2down.jp/ecology/>

3. 電気メニューを選択する ～省エネ・省CO₂につながる選び方～

(1) 料金メニューを確認する。

電力会社によって基本料金の仕組みや電力量料金の単価が異なります。また、他のサービスとのセット割引や複数年契約で割引になるプラン等、様々なメニューが提供されています。契約期間や解約金の有無等の条件面も含めて、ご自宅、事業所に合ったメニューを見極めましょう。

(2) 省エネ支援サービスを確認する

省エネのアドバイス、使用量の見える化など、電力会社によって各種の省エネ支援サービスが用意されています。そのようなサービスを提供する電力会社を選ぶことでムダな電気の消費を見直し、更なる省エネにつなげることができます。

(3) 電源構成を確認する*

電気がどのように作られているか(電源構成)は、電力会社によって異なります。再生可能エネルギー(再エネ)の割合が高い電力会社やCO₂排出量の少ない電気を供給する電力会社を選択することにより、再エネの普及拡大や省CO₂につながる事が期待できます。

※「電力の小売営業に関する指針」では、電力会社は電源構成の情報の開示を行うことが望ましいとされています。

《東京都 エネルギー環境計画書制度》

都内で販売している電力会社の環境に関する情報(平成26年度実績等)を公表しています。

<https://www.kankyo.metro.tokyo.jp/energy/supplier/publications/index.html>

4. 問い合わせ先

東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京)

〒163-0810 東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿 NSビル10階 TEL:03-5990-5064